# 公定規格の改正について

## 消費·安全局農産安全管理課

令和3年12月1日施行

令和3年7月

## 農林水産省

# 公定規格の課題と改正の概要①

## 【課題】

## A 規格が詳細過ぎる

- ・過去の事業者からの申出等に応じ、有効と認められる 新たな肥料の規格を随時設定してきたことにより、規 格が多い。
- ・肥料の種類ごとに規格が細分化されており、分かりにくい。また、利用可能な原料の条件が分かりにくい。

## B保証できる主成分の範囲が制限されている

・多様な肥効成分を含みうる副産物を原料とした肥料などにおいて、実際含んでいるにも関わらず保証できない有効成分がある。

## C 使用可能な原料の自由度が低い

- ・新たな副産物原料を使用した肥料について、既存の公 定規格が存在しない場合、仮登録など追加のコストを 要し、負担となっている。
- ・主成分の最低含有量が高い水準に設定されており、安価で土づくりにも資する副産物原料の利用が制限されている。

## 【改正の概要】

## ① 規格の大くくり化

・現行規格を見直し、肥料流通の実態に即して大くくり 化し、分かりやすい公定規格とする。

## ② 有効期間の見直し

・有効期間も見直し、規格を簡素化する。

## ③ 保証可能な主成分の範囲の拡大

- ・複数の肥料を混合した肥料、副産物を利用した肥料、 有機質肥料など、多様な肥料成分を含んでいる肥料に ついては、肥料の種類によらず含有している肥料成分 を保証可能とする。
- ・新たにカルシウム分や硫黄分を保証できるようにする。

## ④ 主成分の最小量の引き下げ

- ・主成分の含有量自体は高くないが、安価で土づくりに も資する有用な原料の利用を進めるべく、主成分の最 小量の引き下げを行う。
- ・ただし、原料規格を設定することにより、肥料として の品質や安全性は確保。

## ⑤ 原料規格の設定

・原料として利用可能なリストを整備し、原料の安全性 を確保するとともに、利用可能な原料の範囲を明確化。

# 公定規格の課題と改正の概要②

## 【課題】

## D 国際取引される肥料の規格に 原料事情に合っていないものがある

- ・国際取引される熔成りん肥、なたね油かす等の規格が 実態に比べハイスペックであるため、輸入しにくい。
- ・海外で採掘される苦土鉱物の品位が変わってきており、 苦土を含有する肥料の規格を見直す必要がある。
- ・鉱さいマンガン肥料に含まれるけい酸ついて、肥効を 適切に評価する観点から、見直す必要がある。
- ・りん安は単一化合物として国際取引されるにもかかわらず、 化成肥料に位置付けられている。

## E 食品工業汚泥も下水汚泥と同じ 汚泥肥料として扱われ、利用しにくい

- ・下水汚泥肥料やし尿汚泥肥料は主成分の規格がないため、これらを原料とした場合、原料変更が容易であり、 肥料の主成分の含有量が安定しない。
- ・食品製造事業場等から発生する汚泥は品質が安定して おり、これらを原料とした肥料は、主成分を保証して 取引できるものがある。
- ・焼成した汚泥を熔融したものについては、重金属混入 リスクはほとんどないことがわかってきている。

## 【改正の概要】

## ⑥ 単一化合物肥料規格の見直し

- ・熔成りん肥、なたね油かすの規格を取引実態に合わせ、 主成分の最小量を引き下げる。
- ・硫酸加里苦土、水酸化苦土肥料、硫酸苦土肥料について、実態に合わせ、主成分最小量の引き下げや制限事項の見直し等を行う。
- ・鉱さいマンガン肥料に含まれるけい酸について、適切 に肥効を評価できるよう、新たな制限事項を追加する。
- ・りん安、硝酸加里、りん酸加里については化成肥料から分離し、単一化合物として設定する。

## ⑦ 科学的知見に基づき 汚泥肥料規格を見直し

- ・汚泥肥料については、原料仕入先の記帳を義務付ける 等原料管理制度の対象とするため、原料規格を設定す る。
- ・食品製造事業場等の汚泥を原料とした肥料については 副産肥料等に位置付け、新たな規格「菌体肥料」とし、 主成分を保証できるように見直す。
- ・熔成汚泥灰けい酸りん肥は熔成けい酸りん肥に、熔成 汚泥灰複合肥料は熔成複合肥料に統合する。

# (参考) 現行の公定規格における肥料の種類 (R3年7月現在)

農林水産省 消費·安全局

枠外上段:肥料の種別 枠内下段:肥料の種類 肥料の性質ごとの分類

単一化合物群

副産系の肥料

混合した肥料

被覆した肥料

加工した肥料

汚泥肥料等

#### 1. 窒素質肥料 (25)

単一化合物群(18)

被覆窒素肥料(2)

混合窒素肥料(2)

副産窒素肥料(3) (液状副産窒素肥料、 液状窒素肥料を含む)

## 6. 石灰質肥料 (7)

単一化合物群(4)

混合石灰肥料(2)

副産石灰肥料

## 10. ほう素質肥料(4)

単一化合物群(3)

加工ほう素肥料

#### 2. りん酸質肥料 (18)

単一化合物群(10)

加工りん酸肥料(2)

被覆りん酸肥料 (2)

混合りん酸肥料(2)

副産りん酸肥料 (2) (液体りん酸肥料を含む)

#### 7. けい酸質肥料(5)

単一化合物群(5)

#### 11. 微量要素複合肥料(4)

単

熔成微量要素複合肥料

混合微量要素複合肥(2)

副産

液体微量要素肥料

#### 3. 加里質肥料 (15)

単一化合物群(10)

被覆加里肥料(2)

混合加里肥料(2)

副產加里肥料

#### 4. 有機質肥料 (44)

単一有機質物(40)

混合有機質肥料 (2)

副産植物質肥料 産 副産動物質肥料

#### 8. 苦土肥料(13)

単一化合物群(6)

加工苦土肥料

被覆苦土肥料(2)

混合苦土肥料(2)

副産苦土肥料(2)

## 9. マンガン質肥料(8)

単一化合物群(3)

加エマンガン肥料

混合マンガン肥料(2)

副産マンガン肥料(2) (液体副産マンガン肥料 を含む)

#### 12. 汚泥肥料等(8)

下水汚泥肥料	混合汚泥肥料
し尿汚泥肥料	焼成汚泥肥料
工業汚泥肥料	汚泥発酵肥料
水産副産物発酵肥料	硫黄及びその化合物

## 5. 複合肥料 (18)

熔成複合肥料 吸着複合肥料 単 熔成活泥瓜複合肥料

熔成汚泥灰複合肥料 りん酸マグネシウム

りん酸マクネシウム アンモニウム

混合動物排せつ物 複合肥料

混合堆肥複合肥料

混 混合污泥複合肥料

配合肥料(2)

化成肥料(2)

被覆複合肥料(2)

加 成形複合肥料(2)

副産複合肥料(2)

副 産

家庭園芸用複合肥料

(液状複合肥料を含

合計 169 規格

# (参考) 改正後の公定規格 (肥料の種類) (R3年12月1日以降)

農林水産省 消費·安全局

単一化合物群

副産系の肥料

混合した肥料

被覆した肥料

加工した肥料

汚泥肥料等

1. 窒素質肥料(20)

単一化合物群(18)

被覆窒素肥料

混合窒素肥料

2. りん酸質肥料 (12)

単一化合物群(9) 熔成けい酸りん肥

加工りん酸肥料

被覆りん酸肥料

混合りん酸肥料

3. 加里質肥料 (12)

単一化合物群(10)

被覆加里肥料

混合加里肥料

4. 有機質肥料 (42)

単一有機質物(40)

混合有機質肥料

副 産

副産動植物質肥料 (副產植物質肥料、 副産動物質肥料)

6. 複合肥料 (12)

熔成複合肥料

りん酸マグネシウム アンモニウム

硝酸加里

単

混

りん酸加里

りん酸アンモニア

混合動物排せつ物 複合肥料

混合堆肥複合肥料

混合污泥複合肥料

配合肥料

化成肥料

被覆複合肥料

加 エ

成形複合肥料

7. 石灰質肥料(7)

単一化合物群(4)

硫酸カルシウム

混合石灰肥料

副產石灰肥料

8. けい酸質肥料(5)

単一化合物群(5)

9. 苦土肥料 (9)

単一化合物群(6)

加工苦土肥料

被覆苦土肥料

混合苦土肥料

液状肥料

副産肥料

(副産窒素肥料、

副産りん酸肥料、

副産加里肥料、

副産複合肥料、

副產苦土肥料(2)、

副産マンガン肥料)

5. 副産肥料等(5)

(液状副産窒素肥料、 液状窒素肥料、 液体りん酸肥料、 液状複合肥料、 液体副産マンガン肥料、 液体微量要素複合肥料)

家庭園芸用複合肥料

菌体肥料

吸着複合肥料

10. マンガン質肥料(5)

単一化合物群(3)

加エマンガン肥料

混合マンガン肥料

11. ほう素質肥料(4)

単一化合物群(3)

加工ほう素肥料

12. 微量要素複合肥料(2)

単一 熔成微量要素複合肥料

混合微量要素肥料

13. 汚泥肥料等(3)

汚泥肥料

水産副産物発酵肥料

S及びその化合物

合計 138 規格

・規格の大くくり化: 25規格→6規格

・<mark>複数の有効期間がある規格の統合</mark>:34規格→17規格

・新たな単一化合物の創設:5規格増加

<公布:令和3年6月14日 施行日:令和3年12月1日>

- ① 規格の大くくり化
- ② 科学的知見に基づいた規格の見直し
- ③ 原料規格の新設
- ④ 植害試験の範囲等の見直し
- ⑤ 保証可能な主成分の拡大及び最小量の引き下げ
- ⑥ 国際基準に対応した規格の見直し
- ⑦ 有効期間の見直し

# ①規格の大くくり化

## (背景と課題)

- 過去の事業者からの申出等に応じ、有効と認められる新たな肥料の規格を随時設定してきたことにより、規格の数が多い。 合わせて、利用可能な原料の種類や含有すべき主成分について、肥料の種類ごとに細かく規定されており、分かりにくい状況となっている。
- 現在規格化されている肥料は、①単一化合物系の肥料、②副産物を原料とした肥料、③混合系の肥料、④汚泥肥料等に大別されている。

## (改正の内容)

- 副産系の肥料については、複数の成分を含むことが一般的であり、成分ごとに規格を設定することは、肥料生産の実態に即していないことから、大くくり化する。
- 汚泥系の肥料については、似たような性質を持つ肥料であるが、原料の発生元を明確にするためそれに応じた規格が設定され複雑化していたため、原料規格の導入と原料表示の見直しに伴い、公定規格の簡素化を図る。

## 普通肥料をその性質ごとに分類すると、大別して4つ

分類	特徴	
①単一化合物系	ある特定の化合物がほとんどを占めており、純度が高い肥料。 使用される原料はある程度固定化されている。単一化合物の純度が 高いため、含有する肥料成分の種類は多くない。	
②副産系の肥料	様々な産業由来の原料を利用して生産されており、多様な化合物が 含まれている肥料。 多様な化合物が含まれているため、含有する肥料成分の種類も多様。	
③混合系の肥料	上記の肥料に、混合、被覆など一定の加工を施した肥料。 (混合した肥料、被覆した肥料、加工した肥料)	
④汚泥肥料等	有害物質を含有するおそれが高い肥料。汚泥系の肥料と水産副産物 / 発酵肥料、硫黄及びその化合物に分類できる。	

類似の多様な規格が設定されていることに加え、複数の成分を含むことが一般的であることから、**大くくり化** 

汚泥系の肥料については、似たような性質を持つ肥料を原料の発生工程のみで分類し複雑化していたため、規格を大くくり化

# ①規格の大くくり化|副産系肥料

- 「原料が産業副産物や廃棄物であること」として定義された副産肥料として、大くくり化した規格を設定し、保証できる成分の種類を拡げるとともに、主成分の最小量を引き下げ、副産肥料生産の実態に即したものとする。
- 原料規格を設定し、原料として利用可能な範囲を明確化する。
- なお、「動植物質のみを原料としている」ことに価値をおき、取引されている実態があるため、動植物質のみを原 料としたものについては区分して大くくり化。
- ただし、含有を許される有害成分の最大量は現行のまま維持するとともに、原料規格の設定に伴い、必要に応じて 原料として使用できる原料の範囲をその他の制限で制限する。

# | 現行 大くくり後 | 副産窒素質肥料 | 副産りん酸肥料 | 副産動物質肥料 | 副産動植物質肥料 | 副産動植物質肥料 | 副産植物質肥料 | コール | コ

肥料の 種類	含有すべき主成分 の最小量%	有害成分の 最大量%	その他の 制限事項
副産肥料 (原料規格を設定)	現在は肥料の種類ごとに設定	現行のそれぞれ の種類ごとの最 大量の基準は維 持	原料規格の設 定に伴い、使 用できる原料 制限等を導入
副産動植物質肥料 (原料規格を設定)	・主成分の最小量 を一律○○%に引 き下げ ・含有する主成分 であれば保証可能 に	1 ਹੋ	でいる。 その他、現行のそれぞれの種類ごとの制限事項は維持

今有を許される

それぞれ種類ごとに原料の範囲を設定

原料規格を設定し、 原料の範囲を明確化

# ①規格の大くくり化|副産系肥料

## 〇 規格を大くくり化した肥料

旧規格	新規格
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料(3年と6年)、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状 複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量要素複合肥料	液状肥料
副産植物質肥料、副産動物質肥料	副産動植物質肥料
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料	汚泥肥料

<sup>\*「</sup>副産石灰肥料」は現行どおり(登録先が都道府県知事のため)

# ①規格の大くくり化|汚泥系肥料

## (背景と課題)

○ 汚泥肥料は、窒素やりんを含み、肥料原料として有用な資源である。特に、りん資源を持たないわが国においては、 安全性を確保しながら、下水汚泥等様々な汚泥に集積するりんを上手く再利用していく必要。

## (改正の内容)

○ 汚泥を原料とする肥料については、原料の仕入れ先の記帳を義務付ける等原料対象制度のとするため原料規格を一本化

## 改正の内容

旧規格	新規格
下水汚泥肥料	
し尿汚泥肥料	
工業汚泥肥料	汚泥肥料
混合汚泥肥料	75 沙巴加口个斗
焼成汚泥肥料	
汚泥発酵肥料	

# ②科学的知見に基づいた規格の見直し

#### (背景と課題)

- 食品製造事業場等から発生する汚泥を原料とした肥料については、有害物質が混入するリスクが低く、また、主成分を保証して取引できるものがある。
- 近年、焼成した汚泥を熔融したものについては、重金属混入リスクはほとんどないことがわかってきている。

#### (改正の内容)

- 食品工業汚泥等もともと有害物質が混入しないものや科学的知見に基づき、有害物質が混入するリスクが著しく少なくなると判断で きるものについては「汚泥」という名称を冠しない種類名とする。
- 焼成した汚泥を溶融したものについては、他の規格と統合する。

## 改正の内容

旧規格	新規格
(新 設)	菌体肥料
熔成汚泥けい酸りん肥、熔成けい酸りん肥	熔成けい酸りん肥
熔成汚泥灰複合肥料、熔成複合肥料	熔成複合肥料

# ③原料規格の新設|原料規格を設定した公定規格

## (背景と課題)

- 肥料の原料によっては、人や植物に有害な物質が高濃度で含まれる可能性があり、行政が登録時に審査しているが、 過去の登録実績に基づき個別に判断しているため、申請者以外には使用の可否が把握できない状況。
- また、原料の多様化や原料流通の複雑化、肥料事業者による登録後の不十分な原料管理により、不適切な原料変更 や有害物質基準の超過などが発生する事案が発生。

## (改正の内容)

- 肥料に利用できる原料の範囲を規格として明確化し、適切な原料利用を徹底し原料段階の安全性を確保する。
- 原料の範囲として、発生工程(原料の発生業種、工程)や植害試験の有無などを明示的にリスト化

## 公定規格において原料規格が設定された肥料の種類

①原料の範囲を限定しなければ肥料の品質の確保が困難なもの

(多様な産業副産物を原料にできるもの 9種類)

- 副産肥料
- 〇 副産動植物質肥料
- 液状肥料(農水大臣の指定するものを除く。)
- 家庭園芸用複合肥料 (農水大臣の指定するものをく。)
- 化成肥料 (農水大臣の指定するものを除く。)
- 吸着複合肥料 (農水大臣の指定するものを除く。)
- 魚廃物加工肥料
- 乾燥菌体肥料
- 菌体肥料

②銘柄ごとの主成分が著しく異なり、植物にとって の有害成分を含有する恐れが高いもの (多様な汚泥等を原料とするもの 3種類)

- 汚泥肥料
- 水産副産物発酵肥料
- 硫黄及びその化合物

# ③原料規格の新設 |農水大臣が指定するもの(原料規格の対象外)

○ 農林水産大臣が指定するものは、原料規格の対象外とした。

区分	農水大臣が指定するもの(原料規格の対象外)
液状肥料	専ら肥料(混合汚泥複合肥料及び肥料の品質の確保等に 関する法律施行規則(以下「施行規則」という)第1条の 2各号に掲げる普通肥料を除く)を原料として使用したもの
家庭園芸用複合肥料	専ら肥料(混合汚泥複合肥料及び施行規則第1条の2 各号に掲げる普通肥料を除く)を原料として使用したもの
化成肥料	1 化学的操作を加えてないもの 2 専ら肥料(混合汚泥複合肥料及び施行規則第1条 の2各号に掲げる普通肥料を除く)を原料として使用し、こ れに化学的操作を加えたもの
吸着複合肥料	専ら肥料(混合汚泥複合肥料及び施行規則第1条の2 各号に掲げる普通肥料を除く)を原料として使用したもの

\*施行規則第1条の2各号に掲げる普通肥料 汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物

# ③原料規格の新設|原料規格の内容

原料規格第1(抄)		
分類番号	原料の種類	原料の条件
1	動物由来物質	イ 魚介類 (ロに掲げるものを除く。) ロ〜へ (略)
2	植物由来物質	イ~ホ(略)
3	菌体由来物質	イ~へ(略)

原料規格第2(抄)			
分類番号	原料の種類	原料の条件	
1	水溶性窒素化 合物含有物	イ アミノ酸若しくは核酸又はこれらの塩(試薬又は工業薬品として製造された化合物) ロ〜ヺ	
2	2 菌体含有物 イ〜ホ(略)		
3~15(略)			

原料規格第3(抄)			
分類番号	原料の種類	原料の条件	その他の制限事項
1	下水汚泥	下水道の終末処理場から生じた汚泥を濃縮。消化、脱水又は乾燥させたもの。	1~2 (略)
2	し尿汚泥	イ~ホ(略)	(略)
3~6 (略)	)		(略)

# ③原料規格の新設|原料規格の内容

- 原料規格第1の原料の種類は、動物由来物質、植物由来物質及び菌体由来物質に分類。
- 原料の条件は、これまで登録肥料としての実績があるものについて、それぞれの条件を列記。
- 排水処理施設から生じた汚泥は含まれない。

## 副産動植物質肥料の原料規格 (原料規格第1)

「原料の種類」は、 (肥効物質名)の形で記載 「原料の条件」には、登録肥料への使用実績がある原料の発生工程を記載し、それ以外の異物の混入を防ぐ。

分類	原料の種類	原料の条件
番号		
		イ 魚介類(口に掲げるものを除く。)
		ロ 魚介類の臓器を収集したもの(発酵させたものを含む。)
		ハ 繊維工業において副産された動物性繊維
1	動物由来物質	二 食料品、飲料又は飼料の製造副産物(魚介類を除く。)
		ホ にかわ製造業、ゼラチン製造業又はなめし革製造業(クロムなめし革製造
		業を除く。)において副産されたゼラチン又はコラーゲン含有物
		へ イ、ハ、二又はホを発酵させたもの
		イ 農産物の生産の過程で発生した残さ(植物質のものに限る。)若しくは海藻
		又はこれらに酵素を加えたもの
2	植物由来物質	ロ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物
		ハ 廃糖蜜
		ニ でんぷん製造副産物
		ホ イ、ロ、ハ又は二を発酵させたもの

# ③原料規格の新設|原料規格の内容

分類	原料の種類	原料の条件
番号		
		イ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物
		ロ 漢方薬又はペニシリンの製造における発酵副産物
0 #4		ハ 食料品酵母の製造副産物
	古人中女师所	二 発酵工業において副産されたエチルアルコール、くえん酸、乳酸等の製造
3	菌体由来物質	における発酵副産物
		ホ 培養によって得られる菌体を乾燥したもの
		へ 培養によって得られる菌体から脂質又は核酸を抽出したかすを乾燥したも
		の

#### 備考

- 1 動植物質のものに限る。
- 2 粉砕、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行ったものを含む。
- 3 規則第4条第4号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。
- 4 排水処理施設からしょうじた汚泥以外のものであること。

# (参考) 公定規格の改正例 | 規格の大くくり化・原料規格の設定

## (改正前の「副産植物質肥料」と「副産動物質肥料」)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有が許される有害成分の 最大量(%)	その他の制限事項
副産植物質肥料 (食品工業又は発酵工業に おいて副産されたものであって、 植物の原料に由来するものを いう)	(略)	(略)	(略)
副産動物質肥料 (食品工業、繊維工業、ゼラ チン工業又はなめしかわ製造 業において副産されたもので あって、動物質の原料に由来 するものをいう)	(略)	(略)	(略)

# (参考) 公定規格の改正例 規格の大くくり化・原料規格の設定

- 従来の「副産植物質肥料」と「副産動物質肥料」を統合し「副産動植物質肥料」とした
- 肥料に利用できる使用可能な原料の範囲を規格としてリスト化
- 使用可能な原料の範囲が明確化されたことで原料の選択肢が増加

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有が許される有害成分の最大 量(%)	その他の制限事項
副産動植物質肥料 (専ら原料規格第一に掲げる原料を使用したものをい う。)	(略)	(略)	(略)
これまで使用実 績のある原料を 原料規格に掲載			

# ④植害試験等の範囲の見直し

## (課題)

- 副産系肥料については、多種多様な原料が用いられることから、これまで審査経験がなく安全性に関する 知見がない原料(要植害確認原料)も使用される可能性
- 規格の見直しに伴う植害試験対象範囲の見直しの必要性 (改正の内容)
- 従来の製品段階における植害試験に加え、原料段階における植害試験を導入し、原料段階における安全性を確保する。
- 植害試験対象範囲の見直し

## (原料段階における植害試験の導入)

原料規格を新設し、原料段階における安全性を確保する必要性があることから、原料規格で定める要植害確認原料を使用する場合にあっては、原料段階における植害試験を導入

(植害試験の対象範囲の見直し)

- ▶ 熔成けい酸りん肥(農水大臣が指定するものを除く)
- 乾燥菌体肥料(農水大臣が指定するものを除く)
- > 菌体肥料
- ▶ 副産肥料 (農水大臣が指定するものを除く)
- ➢ 熔成複合肥料 (農水大臣が指定するものを除く)
- > 汚泥肥料
- > 水産副産物発酵肥料
- ➤ 硫黄及びその化合物

# 4 植害試験等の範囲の見直し | 原料段階での植害試験の追加

- 原料段階での植害試験が必要な原料(要植害確認原料)は、原料規格第2の原料 の種類の中で定義
- 原料規格第2中それぞれの肥効含有物の副産物(別表1の業で定めるもの)が該当

	原料規格第2(抄)		
分類番号	原料の種類	原料の条件	
1	水溶性窒素化合 物含有物	イ アミノ酸若しくは核酸又はこれらの塩(試薬又は工業薬品として製造された化合物) ロ アラントイン(試薬又は工業薬品として製造された化合物) ハ〜ル ヲ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産され たものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの	
2	菌体含有物	イ~ホ(略)	
3~6(略	ξ)		
7	7 加里含有物 イ 試薬又は工業薬品として製造された化合物 ロ アルキルサリチル酸製造副産物(硫酸カリウム含有物に限る。) ハ〜二 (略) ホ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産され たものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの		
8~15 (B	 各)		

# 4 植害試験等の範囲の見直し 原料段階での植害試験の追加 (業種)

○ 植害試験が必要な副産原料は、別表第1の業種(13番及び14番を除く)から発生するものが該当。

別表第	1
番号	業種名
1	農業
2	漁業
3	食料品製造業
4	飲料・たばこ・飼料製造業
5	化学工業
6	繊維工業
7	なめし革・同製品・毛皮製造業 (なめし革製造業及び毛皮製造業に限る)
8	鉱業・採石業・砂利採取業(金属鉱業を除く)
9	パルプ・紙・紙加工品製造業(パルプ製造業及び紙製造業に限る。)
10	窯業・土石製品製造業(ガラス・同製品製造業を除く)
11.	鉄鋼業
12	非鉄金属製造業
13	電子部品・デバイス・電子回路製造業(りん酸回収工程を含むものに限る。)
14	石炭・石油その他の燃料の燃焼ガスの脱硫又は脱硝処理を行う業

# ④植害試験等の範囲の見直し |

# 農水大臣が指定するもの(植害試験等の対象外)

農林水産省 消費·安全局

○ 植害試験が定められているもののうち、以下の条件に該当するもの(農林水産大臣が 指定するもの)は植害試験の対象外。

区分	農水大臣が指定するもの(植害試験等の対象外)
熔成けい酸りん肥	汚泥を原料に使用してないもの
乾燥菌体肥料	専ら昭和61年2月22日農林水産省告示284号(肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件。以下「公定規格」という。)の原料規格第1中3の項ホ又はへに掲げる原料を使用したもの
副産肥料	公定規格の原料規格に掲げる原料のうち植害試験の調査を 受けるものとされているものを使用してないもの
熔成複合肥料	汚泥を原料に使用してないもの

# ⑤保証可能な主成分の範囲の拡大

## (背景と課題)

- 農地土壌の地力の低下、塩基バランスの乱れが指摘され、混合系の肥料や有機質肥料、副産物肥料の土づくり効果 や微量要素供給能に期待が高まっている。
- 複数の肥料を混合した肥料、植物油かす等の有機質肥料、さらに副産系の肥料には、苦土、カルシウム、硫黄、マンガン、ほう素といった主要三成分以外の成分も含まれているものがあるのに対して、現在の肥料公定規格では、保証可能な成分が限定されている。

## (改正の内容)

- 混合系肥料、有機質肥料、副産系肥料については、含有している成分について、広く保証可能となるよう見直すこととする。
- また、カルシウム分や硫黄分を保証したいというニーズが高まっていることから、新たにカルシウム分や硫黄分を保証できるようにする。

## (規格の改正例)

肥料の種類	含有すべき主成分 の最小量%
大豆油かす及び その粉末	窒素全量 6 .0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0



		-
肥料の種類	含有すべき主成分 の最小量%	
大豆油かす及び その粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0	<u>→</u> 必須保証成分 (従来どおり)
	有効苦土	
	有効けい酸	任意保証成分
	有効マンガン	(含有していれば
	有効ほう素	可)

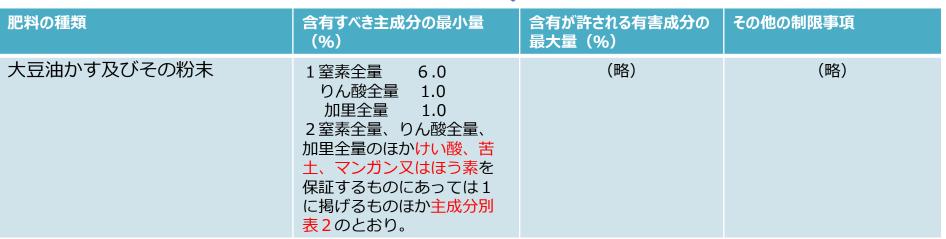
# (参考) 公定規格の改正例 | 主成分の範囲の拡大

○ 全ての有機質肥料で保証可能な主成分範囲について、窒素全量、りん酸全量、加里全量に加え、けい酸、 苦土、マンガン又はほう素が可能に。

## (改正前)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有が許される有害成分の 最大量(%)	その他の制限事項
大豆油かす及びその粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0	(略)	(略)

## (改正後)



# (参考) 公定規格の改正例(大豆油かす) | 主成分の範囲の拡大

○ 含有すべき主成分の最小量は、主成分別表第2により、けい酸5%、苦土1.0%、マンガン0.10%、ほう素0.05%に設定。

## (主成分別表第2)

含有すべき主成分	最小量%
可溶性けい酸、水溶性けい酸	5.0
可溶性苦土、〈溶性苦土、水溶性苦土	1.0
可溶性マンガン、〈溶性マンガン、水溶性マンガン	0.10
く溶性ほう素、水溶性ほう素	0.05

# (参考) 公定規格の改正例 | 主成分の範囲の拡大

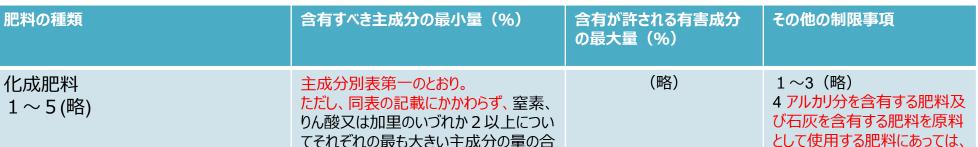
計量 2.0

○ 化成肥料や配合肥料等はアルカリ分、石灰、水溶性けい酸、可溶性硫黄を新たに保証可能な主成分 として追加(ただし、アルカリ分と石灰の両方を保証することはできない。)。

## (改正前)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有が許される有害成分 の最大量(%)	その他の制限事項
化成肥料 1~5(略)	窒素、りん酸又は加里のいずれか2以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量10.0 窒素〇〇、りん酸〇〇、加里〇〇、苦土〇〇・・・・・マンガン〇〇、ほう素〇〇	(略)	1~7(略)

## (改正後)



アルカリ分又は石灰のいずれか 1を保証するものであること

5~8 (略)

# (参考)公定規格の改正例(化成肥料) 主成分の範囲の拡大

- ) アルカリ分、石灰及び硫黄について、新たに保証可能な主成分として追加。
- アルカリ分及びけい酸の最小量について、10%から5%に引き下げ。

## (主成分別表第1)

含有すべき主成分	最小量%
窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素	1.0
りん酸全量、可溶性りん酸、く溶性りん酸、水溶性りん酸	1.0
加里全量、〈溶性加里、水溶性加里	1.0
アルカリ分	5.0
可溶性石灰、〈溶性石灰、水溶性石灰	1.0
可溶性けい酸、水溶性けい酸	5.0
可溶性苦土、〈溶性苦土、水溶性苦土	1.0
可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン	0.10
く溶性ほう素、水溶性ほう素	0.05
可溶性硫黄	1.0

# ⑤保証可能な主成分量の引き下げ

## (背景と課題)

- 複数の肥料を混合した肥料等について、保証できる成分の最小量が高い水準に設定されており、配合の組合せなど メーカーの創意工夫を生かした製品開発の障壁となっている。
- また、副産系の肥料においても、保証できる成分の最小量が高い水準に設定されており、安価で土づくりにも資する副産物原料の利用が制限されている。

## (改正の内容)

- 複数の肥料を混合した肥料等について、含有すべき主成分の合計量の値を引き下げる。
- 副産系の肥料について、保証できる成分の最小量を、肥料としての効果が担保できる最低水準(現行の指定混合肥料と同様)、窒素1%、りん酸1%、加里1%、苦土1%、アルカリ分5%、けい酸5%、マンガン0.1%、ほう素0.05%に統一する。
- なお、新たに保証可能とするカルシウム分、硫黄分については、1%を最低水準とする。

## (規格の改正例)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量%
混合加里肥料	く溶性加里 <u>10.0</u> 水溶性加里 <u>6.0</u>



肥料の種類	含有すべき主成分の最小量%		
○○肥料	指定混合肥料と同等の水流	準とする。	
△△肥料	窒素、りん酸、加里 : 1%		
	有効苦土、有効石灰(Ca分)、		
	硫黄分:1%		
	アルカリ分、有効けい酸:5%		
	有効マンガン : 0.1%		
	有効ほう素 : 0.05%		

# (参考)公定規格の改正例 | 主成分量の引き下げ

- 混合加里肥料等混合系肥料は、保証可能な主成分量の引き下げ
- 混合加里肥料の場合、主成分であるく溶性加里及び水溶性加里の主成分量の引き下げ

## (改正前)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有が許される有害成分 の最大量(%)	その他の制限事項
混合加里肥料	1 〈溶性加里又は水溶性加里加里を 保証するものにあっては 〈溶性加里については 10.0 水溶性加里については 6.0	(略)	1~2(略)

## (改正後)



肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有が許される有害成分 の最大量(%)	その他の制限事項
混合加里肥料	主成分別表第一のとおり。 ただし、同表の記載にかかわらず、 <mark>〈溶性</mark> 加里又は水溶性加里の一つについて 1.0	(略)	1~8(略)

# ⑥国際基準に対応した規格の見直し

#### (背景と課題)

- わが国は、肥料原料のりん鉱石、加里鉱石のほとんどを輸入に依存。また、植物油かすや苦土原料の多くは中国から輸入。
- 国際取引される熔成りん肥、なたね油かす等の規格が実態に比べハイスペックであるため、輸入しにくい。また、国内生産される なたね油かすも圧搾法の違いにより、規格基準以下になることがあり、肥料利用できないことがある。
- りん安は単一化合物として国際取引されるにもかかわらず、混合系の肥料に位置付けられている。

## (改正の内容)

○ 世界的に肥料の需要が伸びており、将来にわたる肥料の安定供給のためには、海外依存度の高い肥料原料において、原料事情に合わ せて規格を改正。

## 改正の内容

肥料の種類	背景と課題	改正の内容
熔成りん肥	近年、リン鉱石の品質が低下傾向にあり、海外で生産される溶成りん肥中の りん酸、苦土、けい酸の濃度が低下傾向にある。	海外の流通実態に合わせ、規格を以下のとおり見直す。 〈溶性りん酸 17.0% ⇒16.0% 〈溶性苦土 12.0% ⇒11.0% 可溶性けい酸 20.0% ⇒19.0%
なたね油かす	搾油されるなたねの品種が変わり、種子中のりん酸成分濃度の低下や圧搾 法の違いによる絞りかす中の成分濃度の低下が見られ、現在の規格が流通 実態に合わなくなってきている。	精油法の実態に合わせ、規格を以下のとおり見直す。 りん酸全量 2.0% ⇒ 1.9%
硫酸加里苦土	EUで生産される硫酸加里苦土は加里肥料としても有効であるが、規格に合わないため輸入できない。	海外の流通実態に合わせ、規格を以下のとおり見直す。 水溶性加里 16.0% ⇒12.0%、水溶性苦土 8.0% ⇒5.0%
硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料はアルカリ土壌に、加工苦土肥料は酸性〜中性の土壌 に適した肥料であるが、現行規格の条件では、違いが不明瞭。	利用者の選択に資するため、硫酸苦土肥料の規格に水溶性 苦土とく溶性苦土の比率を追加する。 (水溶性苦土/く溶性苦土) > 0.8
りん酸アンモニア、 硝酸加里、りん酸加里	世界的にりん酸化合物は純度の高い化合物として流通取引されるが、 わが国では化成肥料に分類されて流通する。	輸入依存度の高いりん酸化合物や加里化合物は国際規格に 合わせるため、新たに単一化合物規格として新設する。

# ⑦有効期間の見直し | 3年から6年に変更

## (背景と課題)

- 登録された肥料には、技術の進展、原料供給事情の情勢の変化によって、生産輸入されなくなるものがあるため、登録の有効期間を定めている。有効期間は、原則3年とし、そのうち原料・生産方法が固定化し、肥効・安全性の両面から予測し得ない問題が発生するおそれがないものを6年としている。
- 現在、有効期間3年と6年の規格が混在しており、同じ規格でも原料によって有効期間がわかれるものがあり、実質的に規格が 増加する要因となっている。

## (改正の内容)

○ 原料や生産方法が安定しない汚泥肥料等の7規格を除き、現在登録実績のある副産系の肥料規格は、全て肥料登録の有効期間を原則6年とする。(ただし、これまで肥料原料として使用実績のない副産原料を使用した場合を除く)

※7規格:乾燥菌体肥料、混合汚泥複合肥料、汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物、菌体肥料(新設)、魚廃物加工肥料、

## 有効期間の見直し

現在登録実績のある肥料のうち、品質が安定しており安全性に問題がないものについては、登録の有効期間を原則6年に延長。 ただし、すでに登録されている肥料については、施行後(R3.12.1)に新規格で更新申請がなされるまでの間は、有効期間は現行の期間を維持。

- <有効期間が3年から6年に変更される肥料>
  - ・熔成けい酸りん肥、食品残さ加工肥料、熔成複合肥料、りん酸マグネシウムアンモニウム

# ⑦有効期間の見直し | 規格の統合

- これまでの規格は、有効期間が3年と6年の規格が混在しており、規格が増加する要因となっていた。
- このため、一つの規格の中で、使用原料の違いによって登録有効期間が3年又は6年とした。

2つの規格を統合

## 旧規格(例)

○ 登録の有効期間が3年であるもの

肥料の種類	含有すべき主 成分量の最 小量(%)	その他の制限事項
混合窒素肥料	(略)	(略)

○ 登録の有効期間が6年であるもの

肥料の種類	含有すべき主 成分量の最 小量(%)	その他の制限事項
混合窒素肥料	(略)	(略)

新規格 (例)

○ 登録の有効期間が3年又は6年であるもの。

肥料の種類	含有すべき主 成分量の最 小量(%)	その他の制限事項
混合窒素肥料	(略)	使用原料等の 違いによって登 録有効期間を 3年又は6年 に規定

(注)登録の有効期間が6年の場合、3年 原料や3年肥料等を使用する事は不可

# ⑦有効期間の見直し | 3年原料について

- 3年原料や3年原料を用いた肥料等を用いたものは、有効期間3年とし、それ以外の原料等を用いたものは有効期間6年とする。
- 3年原料は以下の赤字に示す原料が該当する。

## (原料規格第1)

分類番号	原料の種類	原料の条件
1	動物由来物資	イ 該当せず ロ 魚介類の臓器を収集したもの(発酵させたものを含む。) ハ〜へ 該当せず

## (原料規格第2)

分類番号	原料の種類	原料の条件		
1	水溶性窒素化合物 含有物	イ〜ル 該当せず ヲ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの		
2	菌体含有物	イ〜二 該当せず ホ 別表第 1 に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの		
3	動植物由来含有物	イ〜ホ 該当せず へ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの		

# ⑦有効期間の見直し | 3年原料について

## (原料規格第2)

分類番号	原料の種類	原料の条件
4	アンモニア含有物	イ〜二 該当せず ホ 別表第1に掲げる業(同表第13号に掲げるものを除く。)において副産されたもので あって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの
5	硝酸含有物	イ・ロ 該当せず ハ 別表第 1 に掲げる業(同表第13号に掲げるものを除く。)において副産されたもので あって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの
6	りん酸含有物	イ〜ヌ 該当せず ル 別表第1に掲げる業(第14号に掲げるものを除く。)における副産物又は下水道の終 末処理場、し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは別表1に掲げる業(同表第14号 に掲げるものを除く。)の排水処理施設において回収されたりん酸含有物であって、植害試 験の調査を受け害がみとめられないもの(汚泥が除去されたものに限る。また、吸着原料を 使用する場合にあっては、当該吸着原料の品質を確認したものに限る。)
7	加里含有物	イ〜二 該当せず ホ 別表第 1 に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの
8	動植物質燃焼灰	イ 該当せず ロ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの
9	けい酸含有物	イ・ロ 該当せず ハ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの

# ⑦有効期間の見直し | 3年原料について

## (原料規格第2)

分類番号	原料の種類	原料の条件
10	カルシウム含有物	イ〜リ 該当せず ヌ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの
11	苦土含有物	イ〜リ 該当せず ヌ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの
12	マンガン含有物	イ〜ロ 該当せず ハ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの
13	ほう酸含有物	イ 該当せず ロ 別表第1に掲げる業(同表第13号及び第14号に掲げるものを除く。)において副産されたものであって、植害試験の調査を受け害がみとめられないもの
14	肥料製造副産物	普通肥料(登録を受けたもの(法第4条第1項第3号から第5号までに掲げるものを除く。)及び法第4条第2項第2号に掲げるもの(法第16条の2第1項の規定による届出に係るものに限る。)に限り、異物を混入したものを除く。)の製造において生じたもの

## <3年原料を使用することができる肥料(24種類)>

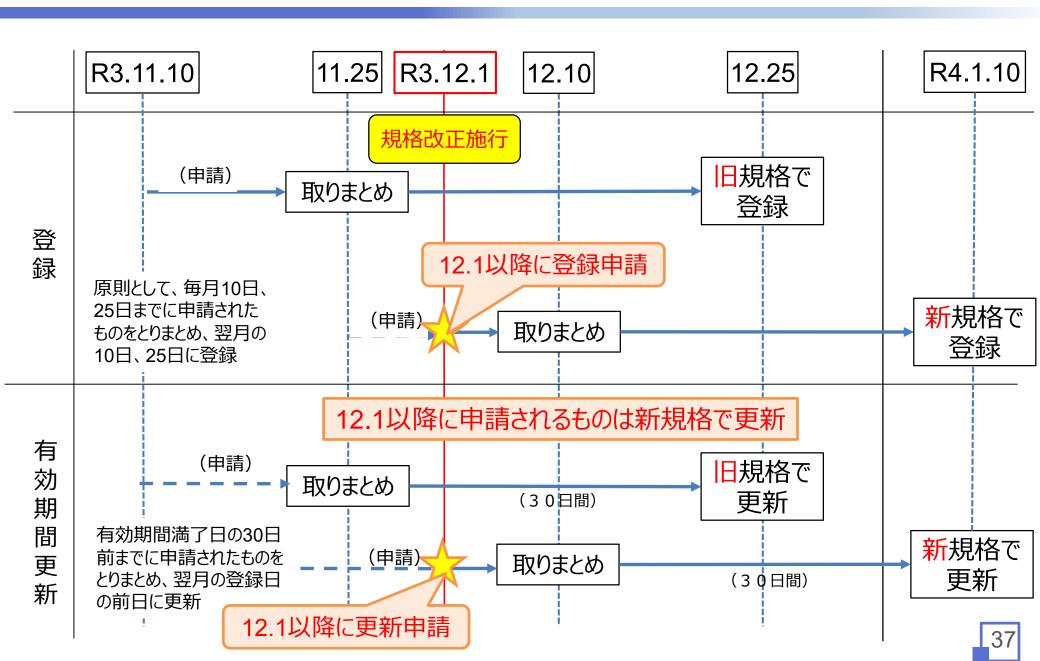
被覆窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、被覆加里肥料、混合加里肥料、副産動植物質肥料、混合有機肥料、副産肥料、液状肥料、家庭園芸用複合肥料、吸着複合肥料、混合肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、配合肥料、化成肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量要素複合肥料

# ⑦有効期間の見直し|種類別の有効期間

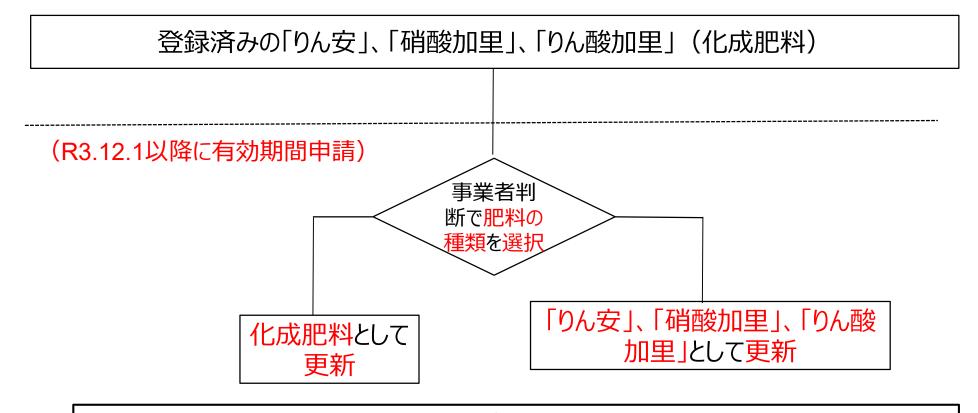
区分	3年	3年又は6年	6年
窒素質肥料		2種類	18種類
りん酸質肥料		3種類	9種類
加里質肥料		2種類	10種類
有機質肥料	2種類	2種類	38種類
副産肥料等	1種類	4種類	_
複合肥料	1種類	6種類	5種類
石灰質肥料		1種類	6種類
けい酸質肥料		_	5種類
苦土質肥料		2種類	7種類
マンガン質肥料		1種類	4種類
ほう素質肥料	_	_	4種類
微量要素複合肥料		1種類	1種類
汚泥肥料等	3種類		_
合 計	7種類	24種類	107種類

# ⑦有効期間の見直し | 登録・有効期間更新のタイミング

農林水産省 消費·安全局



# ⑦有効期間の見直し | 新設される肥料の取扱い



- 注) 1 事業者の判断で肥料の種類が選択できるのは、施行日(R3.12.1)以降の申請で初回の更新時のみ。
  - 2 2回目以降の更新時には、肥料の種類の変更は不可。
  - 3 「菌体肥料」及び「硫酸カルシウム」も新設(主成分保証可)されるが、これらは主成分保証がない登録(汚泥肥料)や届出(特殊肥料の「石こう」)がなされたものであるため、新規格に変更は不可。

# (参考) 改正肥料法に関する情報提供サイト

- 以下のサイトで、改正肥料法の関係法令に関する詳しい情報提供を行っていますので、ご 利用下さい。
  - 肥料の品質の確保等に関する法律 <a href="http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1\_torihou.htm">http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1\_torihou.htm</a>
  - 肥料の品質の確保等に関する法律施行令 <a href="http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1\_torirei.htm">http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1\_torirei.htm</a>
  - 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則 http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1\_torikisoku.html
  - 肥料の品質の確保等に関する法律関係告示一覧 <a href="http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub1\_kokuji.html">http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub1\_kokuji.html</a>